



共に生き、共に支え合う まちづくりを目指して

障害のある人の手帳制度

発達障害者

独自の手帳制度なし

発達障害とは、自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害・その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。【発達障害者支援法】

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付基準に**該当**する場合…当該手帳の交付

知的障害者

療育手帳

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態の方が、各種福祉サービスを受けやすくなるための手帳。【知的障害者福祉法】

身体障害者

身体障害者手帳

視覚・聴覚・音声言語または咀嚼・四肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・肝臓・免疫の各機能に永続的な一定の障害のある方が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳。【身体障害者福祉法】

精神障害者

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方（知的障害を除く）が、各種福祉サービスを受けやすくなるための手帳。【精神保健および精神障害者福祉に関する法律】

高次脳機能障害

交通事故や脳卒中などで脳が損傷すると、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の障害、言葉の障害や視野の障害が生じることがあります。こうした障害を「高次脳機能障害」といいます。発症・受傷時期や障害の種類により、上記のどの手帳の対象にもなる**可能性がある障害**です。

12月3日～9日は
障害者週間です

障害のある人が、支援やサービスを受けるためのいわば証明書にあたるもの、それが下記の手帳です。手帳の交付を受けるためには、福祉事務所への申請が必要です。



宮城県



担当業務(用地測量・買収)
私が担当する用地係は、用地測量や買収が主な業務で、女川町職員5人を含む14人で行っています。町中心部で施工する土地区画整理事業では、施工範囲(面積)を確定するため、外周の土地境界確認を行わなければなりません。その対象者は約500人ですが、登記名義人が亡くなっている土地もあり、その場合相続調査が必要で、また中には数十人による共有地もあるため、作業は難航します。しかし、女川町では全域で国土調査が完了しており、ほとんどが復元した境界の確認で済みますので、国土調査の重要性を感じました。

復興推進課
今回はまず、私が所属する復興推進課と担当業務について触れたいと思います。
昨年8月に設置された復興対策室を前身とする復興推進課は今年度新設された課で、復興調整都市計画(それに用地の3係で構成され、年度当初課員は21人(うち派遣職員9人、臨時職員1人、独立行政法人都市再生機構1人)でした。しかし、業務を行うにあたり、多岐かつ複雑な事業の調整や専門知識を要する計画策定に直面し、たちまちマンパワー不足が問題となりました。そのため、宮城県職員や公的機関、コンサルタントからの一時的な人的支援、さらには年度途中における期限付職員や臨時職員の採用により、現在は28人の大所帯となり、課内の人口密度はかなり高めです。

復興まちづくり着工式
東日本大震災から約1年9カ月が経過しましたが、瓦礫処理や応急的な修繕工事などは施工されているものの、区画整理や高台移転などの復興事業は、まだ被災者の目に見える形では行われていません。
しかし女川町は、幾度にもわたる住民説明会や個別相談、また新たなまちづくりを考えるワークショップを行うと同時に、復興計画の策定作業などを懸命に行い、その進捗は被災自治体の中でも早い方で、各事業認可に一定のめどがつかまりました。そこで、復興への槌音を響かせ、被災者の方々に希望を抱いていただくため、去る9月29日(土)、現在は更地となっているJR女川駅前において「復興まちづくり着工式」が開催されました。
その式典において、私が感慨を受けたのは、式典会場に隣接する山にある立木を伐採した場面です。文章では表現しづらいですが、被災者の移転先となる高台の造成工事が行われる様を思い描き、何度も言いますが、一日でも早い復興を、と思ったことでした。



▲復興まちづくり着工式での鉄入れ

各手帳の申請手続き

手帳	窓口	申請に必要なもの(はじめて申請するとき)
身体障害者手帳	福祉事務所または各支所市民係	★身体障害者手帳交付申請書 ★指定医師の診断書 ★写真3枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ★印鑑
療育手帳	福祉事務所	★療育手帳交付・確認申請書 ★写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ★印鑑 ★取得している手帳等(特別児童扶養手当証書等)
精神障害者保健福祉手帳	福祉事務所	★障害者手帳申請書 ★医師の診断書または精神障害を支給事由とした年金証書の写し等 ★写真2枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ★印鑑

人・農地プランを 策定しました

今 年度から取り組んでいました「人・農地プラン」が、10月に完成しました。
このプランは、市内を20地区に区分けし、その地区の中心となる農家の現状と5年後の作付けなどのほか、農地を貸したい方の情報などが掲載されており、それぞれの農家が描く規模の拡大や縮小といった経営計画に役立ててもらおうものです。
それにより、農地の集積を促進し、ついでには耕作放棄地など地域における課題が何なのかを地域の皆さんで話し合っていたくださりかけにしてみたいと考えるべきです。

農林課で閲覧できます

プランは農林課で閲覧できますので、関心のある農家の方は、ぜひお越しください。また、田役総代会など地域の中で農業者が集まる機会があれば、農林課が説明にあらがり、プランを活用して地域の課題は何なのかを、皆さんと一緒に話し合ってみていきますのでご連絡ください。

「今後もずっと農業をしていく」または「農地を貸したい」という方の情報をお待ちしています。



◀各地区の農家情報の他、地区特性などを示した書類と農地集積地図。内容は、各地区の中心となる農家はどのような方がいて、どのような作付をしているのか、また地図にはその方が耕作している農地が示されています。農地の貸借を考えている方、同一作物の連作を避けたい方など、参考にしてください。

農林課 問い合わせ
☎ 57-7517